

明海大学オープンアクセス方針

2024年10月1日 学長裁定

(趣旨)

- 1 明海大学（以下「本学」という。）は、本学教員による教育・研究の成果物を広く学内外に公開し、また、そのアクセスを恒久的に保証することにより、学術研究のさらなる発展に寄与し、社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定めるものとする。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、出版社、学協会、本学学部・研究科・研究所等が発行する学術雑誌・紀要等に掲載された、本学に在籍する教員（以下「教員」という。）の研究成果（以下「研究成果」という。）を、明海大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(適用の例外)

- 3 著作権等のやむを得ない理由でリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用しない。

(リポジトリへの登録)

- 5 教員は、研究成果について、できるだけ速やかにリポジトリ登録が許諾される適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は「明海大学学術リポジトリ管理運用要項」に基づき取り扱う。

(その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附 則

本方針は、2024年10月1日から施行する。